

令和7年度 市川市脱炭素先行地域づくり支援業務委託 仕様書(案)

1 業務名称

令和7年度市川市脱炭素先行地域づくり支援業務委託

2 目的

市川市では2022年2月に、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」を表明した。

このような中、国では地域脱炭素ロードマップに基づき、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行する地域である「脱炭素先行地域」を創出することとし、本市でも令和7年5月に選定されたところである。

本委託は、本市における脱炭素先行地域計画の実現に向けて、効果の最大化を図るため、先行地域の推進に係る専門的な助言、実施計画の策定、進捗管理・フォローアップ、プラットフォームの運営支援及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金業務支援等を委託するものである。

3 履行場所

市川市市長公室カーボンニュートラル推進課及び別途市が指定する場所

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

5 支払方法

本委託は総価契約として取り扱い、委託期間に要する費用を委託期間終了後に一括で支払うものとする。

6 委託業務

本委託は、市川市（以下、「委託者」という。）が提供する「脱炭素先行地域計画提案書（<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/6th-teiansyo-02.pdf>）」に掲げた各取組の円滑かつ確実な実施に向け、関係事業者等と緊密に連携を図りながら、以下の内容を行うこととする。

なお受託者は本委託の遂行に必要な情報を自主的に収集し、調査・分析・整理の上、委託者へ報告するとともに、目的達成のために、より効果的・効率的な方法がある場合は、積極的に委託者へ提案すること。

(1) 実施計画の策定

各取組について、関係事業者等からヒアリング及びアンケート調査等を実施し、具体的な実施計画を作成する。その際、令和7年度及び令和8年度の取組については4半期単位、令和9年度以降の取組については半期単位とする。

- ア 計画準備、資料の収集・分析
- イ 課題の抽出及び基本方針の設定
- ウ ヒアリング・アンケート調査実施に係る内容および回答フォーマットの整理
- エ ヒアリング・アンケート調査回答内容（事業内容、事業費、スケジュール等）の精査及び質疑
- オ 実施計画（案）の作成
- カ 作成した実施計画（案）に基づく事業者への確認
- キ その他、実施計画の作成に必要な業務

なお、実施計画には以下の内容を記載すること。

- ア 各計画の前後関係
- イ 主なマイルストーン
- ウ 実施主体
- エ 課題（リスク・対応案）の追加
- オ 主な設備等の数量・事業費

(2) 進捗管理・フォローアップ

各取組について、実施計画をもとに関係事業者から進捗状況のヒアリング等を月1回以上実施し、問題に対する解決策の検討や提案など、着実な事業実施に必要なフォローアップを行う。ヒアリングの時期については委託者と協議する。（関係事業者数については、10～15程度を想定）

なお、ヒアリング結果等を集約して委託者に提出することとする。

(3) 委託者への状況報告

上述の「(2) 進捗管理・フォローアップ」を推進する上で把握した事業の進捗状況及び推進における課題について、委託者への状況報告の機会を月2回程度設け、今後のアクションに関する提案を行う。報告時期については委託者と協議の上決定する。

(4) プラットフォームの運営支援

市、事業者及び団体等が参加する「プラットフォーム（各分野に分けた共同提案者グループ）」について、会議・委員会等の運営に必要な以下の支援を行う。（3回程度を想定）

- ア 会議開催に係る企画検討
- イ 会議資料の作成
- ウ 会議当日の運営
- エ 議事録の作成

オ その他プラットフォームの運営に必要な業務（脱炭素先行地域の取組の PR 等）

(5) 講演会・セミナー等の運営支援

実施計画に基づき市が開催する講演会・セミナー等の運営に必要な以下の支援を行う。(5回程度を想定)

ア 講演会開催に係る企画検討

イ 講演会資料の作成

ウ 講演会当日の運営（会場手配を含む）

エ 議事録の作成

オ その他講演会の運営に必要な業務（脱炭素先行地域の取組の PR 等）

(6) 周知啓発用資料等の作成（電子データ化できるもの）

実施計画を推進する上で、有効な啓発資料の作成を行い、電子データにより納入すること。なお啓発資料作成においては、随時必要な情報を自主的に収集し整理の上、修正を行うこと。

(7) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等業務支援

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等に関する業務について、以下の支援を行う。

ア 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等に係る事業計画書、交付申請書、実績報告書、脱炭素先行地域に係る進捗状況報告書等の作成及びバックデータの整理等

イ 委託者が所有する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等に係る交付金管理表の作成・更新

ウ 計画の変更等が生じた場合の対応方針案の整理、バックデータの管理

エ 事業実施にあたり問題等が生じた場合の専門的助言

7 業務管理

(1) 業務の進行に合わせて、適宜、協議・打合せ等を実施する。この場合において、受託者は、議事録を作成して委託者に提出すること。なお、協議・打合せは、週1回以上必ず対面で行うものとする。

(2) 受託者は、本委託の遂行にあたっては契約書、仕様書に従うとともに、常に委託者と密接なる連絡を取りながら作業を実施すること。

(3) 受託者は、契約締結後 7日以内に業務計画書を提出し、委託者の承認を受けること。業務計画書記載内容については、以下の項目を含むこと。

ア 業務実施体制

イ 業務従事者名簿

ウ スケジュール

エ 緊急連絡先

なお、業務実施責任者の資格要件として、地域の脱炭素化推進業務等類似案件に複数従事した経験を有すること。

8 資料の貸与

- (1) 委託者が所管する資料について、受託者から本委託の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、委託者の判断において貸与するものとする。
- (2) 貸与を受ける受託者は、貸与前に貸与資料の目録を作成することとし、業務完了後に全貸与資料を委託者に返納すること。

9 秘密の保持と中立性の義務

受託者は、業務上知り得た内容、情報等を他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

10 提出物等

(1) 成果品

支援業務に係る業務完了報告書を Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point 等で作成し、A 4 簡易製本 2 部及び電子データにより納入すること。

なお、これらの成果品はすべて委託者に帰属し、受託者が公表・使用することは認めない。

(2) 納品物および納期

納品物	納期限
着手届	契約締結後 7 日以内
業務計画書	契約締結後 7 日以内
実施計画（案）	令和 7 年 1 2 月中旬
ヒアリング結果まとめ	1 回/月
状況報告書	2 回/月
プラットフォーム会議資料	3 回程度/委託期間
講演会・セミナー資料	5 回程度/委託期間
周知啓発資料	3 回程度を想定/委託期間
交付金支援データ整理	適宜
打合せ議事録	1 回/週
業務報告書 2 部	委託期間終了日
完了届（様式 1）	委託期間終了日

※上記に示す書類の他、委託者は他の関連書類の提出を求めることがある。提出は委託者が認めた場合を除き紙文書、電子データの双方とする。

(3) 納入場所

市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 市川市市長公室カーボンニュートラル推進課

- (4) 受託者は、委託者の検査を受け、検査合格を得て業務完了とする。

11 疑義の解釈

本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのないときは、委託者と受託者との協議し決定するものとする。

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 金 _____ 円
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日